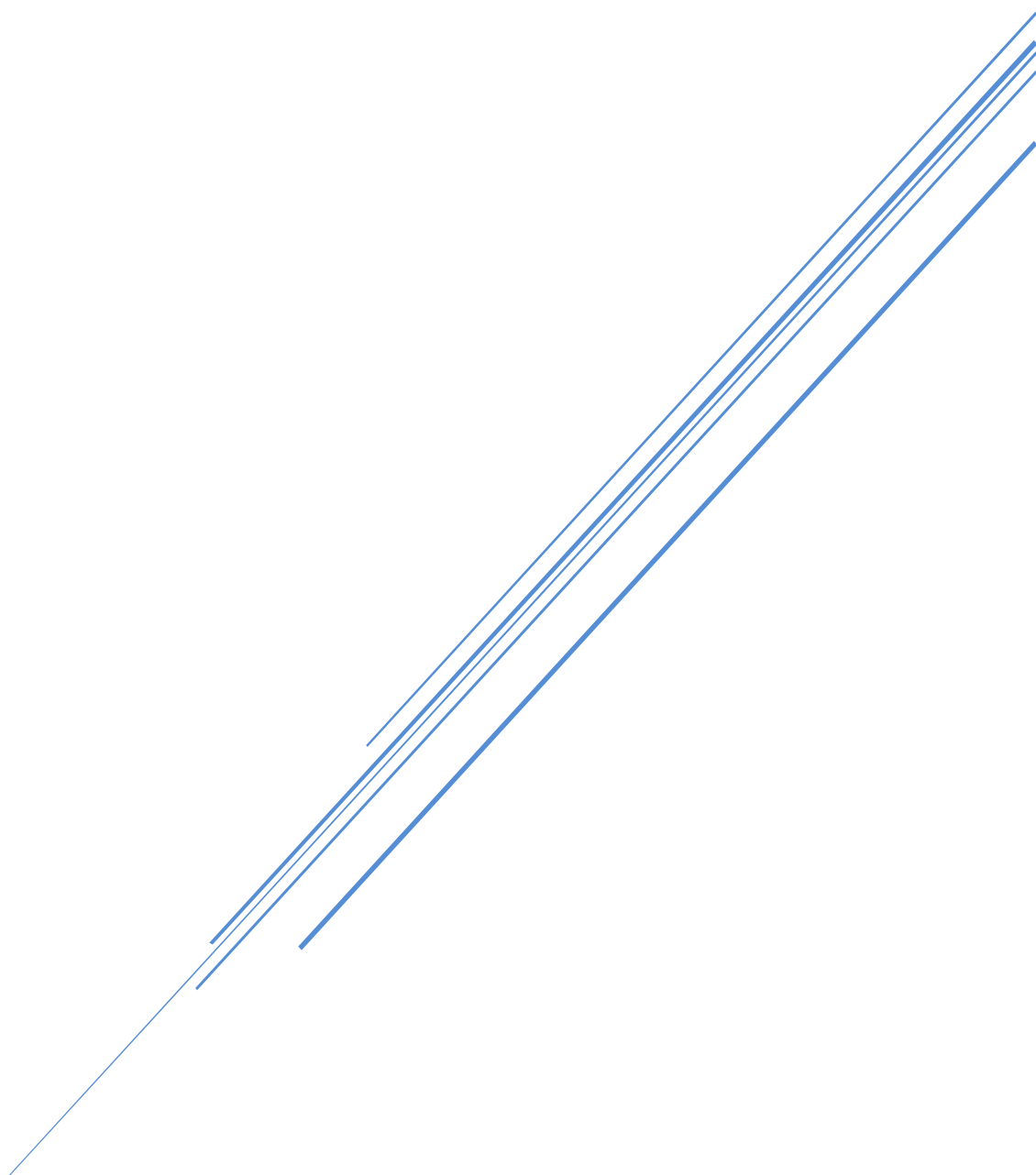


危険物審査指針

宇部・山陽小野田消防組合



宇部・山陽小野田消防局予防課
平成 26 年 5 月 1 日

目次

第1章 総則	1
第2章 事務処理に関する基準	3
第1節 危険物製造所等の定義等	3
第1 製造所等の定義	3
第2 製造所等の最大貯蔵数量及び取扱数量の算定	5
第3 製造所等ごとの申請区分	9
第4 製造所等の相互における配管の区分	10
第2節 設置又は変更許可申請等	13
第1 設置又は変更の許可等	13
第2 仮使用の承認	23
第3 検査に係る事項	28
第4 手数料の徴収	37
第5 仮貯蔵又は仮取扱の承認	39
第3章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準	43
第1節 製造所等の共通基準	43
1 保安距離	43
2 保有空地	44
3 標識及び掲示板	45
4 危険物を取り扱う建築物の構造	46
5 屋根の構造	46
6 液状の危険物を取り扱う建築物の床の構造	47
7 採光、照明の設備	47
8 換気及び可燃性蒸気等排出設備	48
9 屋外設備の囲い等	49
10 圧力計及び安全装置	50
11 電気設備の技術基準	50
12 避雷設備	50
13 危険物を取り扱う配管	51
第2節 製造所及び一般取扱所の基準	54
1 製造所及び一般取扱所に係る基準	54
2 製造所の特例について	61
3 一般取扱所の規制範囲	62
4 特殊な位置及び対象の一般取扱所の特例	63

5 危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所	65
6 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所	67
7 その他一般取扱所において定める事項	67
第 3 節 屋内貯蔵所の基準	68
1 平家建の独立専用建築物の屋内貯蔵所	68
2 平家建以外の独立専用建築物の屋内貯蔵所	69
3 他用途を有する建築物に設置する屋内貯蔵所	69
4 特定屋内貯蔵所	70
5 高引火点危険物の屋内貯蔵所	70
6 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合の基準	70
7 造林事業に伴い設置する屋内貯蔵所	70
第 4 節 屋外タンク貯蔵所の基準	71
1 タンクの容積の算定	71
2 保安距離	71
3 敷地内距離（昭和 51 年消防令第 22 号）	71
4 保有空地	72
5 標識及び掲示板	72
6 タンクの構造	72
7 耐震、耐風圧構造	73
8 異常内圧放出構造	75
9 タンク底板以外の錆び止め塗装	75
10 タンク底板の防食措置	75
11 通気管等（危険物令第 11 条第 1 項第 8 号）	76
12 自動表示装置	76
13 注入口	77
14 ポンプ設備	78
15 弁	78
16 水抜管	79
17 配管及び可とう管継手	79
18 避雷設備	79
19 防油堤	79
20 被覆設備	81
21 保温材	81
22 二硫化炭素の屋外タンク	81

第5節 屋内タンク貯蔵所の基準	82
1 タンク専用室内の間隔	82
2 標識及び掲示板	82
3 貯蔵量	82
4 屋内タンクの構造	82
5 通気管	82
6 タンクの固定	82
7 ポンプ設備	82
8 タンク専用室の危険物流出防止構造	82
9 床の構造	82
第6節 地下タンク貯蔵所の基準	83
1 タンクの容積の算定	83
2 タンクの構造	83
3 タンクの位置	85
4 タンク室の構造	85
5 タンク室省略工事	87
6 砕石基礎	91
7 タンクの頂部と地盤面との間隔	91
8 タンク外面の保護	92
9 通気管	92
10 計量装置	92
11 注入口	92
12 ポンプ設備	92
13 配管	92
14 漏えい検査管	93
15 地下貯蔵タンクのマンホール	93
16 二重殻タンクの地下貯蔵タンク	93
17 漏れ防止構造の地下貯蔵タンク	95
第7節 簡易タンク貯蔵所の基準	97
1 施設区分	97
2 屋外の簡易タンク貯蔵所	97
3 同一品質の危険物	97
4 固定方法及び地盤面	97
5 屋内に設ける簡易貯蔵タンク	97

6 通気管	97
第8節 移動タンク貯蔵所の基準	99
1 移動タンク貯蔵所の基準	99
2 積載式移動タンク貯蔵所の基準	99
3 給油タンク車	100
4 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の移動タンク貯蔵所	101
第9節 屋外貯蔵所の基準	103
1 保安距離	103
2 設置場所	103
3 さく等	103
4 保有空地	103
5 標識及び掲示板	103
6 架台	103
7 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所	103
8 引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所	104
9 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合の基準	104
第10節 給油取扱所の基準	105
第1 屋外営業用給油取扱所	105
第2 屋内営業用給油取扱所	127
第3 特殊給油取扱所	132
第11節 販売取扱所の基準	138
1 共通事項	138
2 第1種販売取扱所	138
3 第2種販売取扱所	138
第12節 移送取扱所の基準	140
1 移送取扱所に該当するもの	140
2 移送取扱所に該当しないもの	140
3 移送取扱所の範囲	140
4 申請の方法	140
5 配管の有害な伸縮を吸収する措置	141
6 フランジ接合部の措置	141
7 溶接	141
8 配管等の加熱及び保温のための設備	141
9 地下埋設	141

10 道路下埋設	142
11 地上設置	142
12 道路横断埋設配管	142
13 漏えい拡散防止措置	142
14 耐圧試験	142
15 運転状態の監視装置	142
16 警報設備	142
第 13 節 消火設備、警報設備及び避難設備	143
第 1 消火設備	143
第 2 警報設備	148
第 3 避難設備	150
第 4 章 申請に係る標準処理期間の基準	152
第 1 標準的事務処理期間	152
第 2 申請に係る標準処理期間	152
第 5 章 参考資料	154
第 1 電気設備の基準	154
第 2 電気防食の基準	175
資料 1 危険物判定資料（H 1 1 危 2 5）	183

